

きしろホーム

軽費老人ホーム 重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人きしろ社会事業会	
代表者・職氏名	理事長 田尻 充	
法人の所在地	鎌倉市坂ノ下31番5号	
電話番号	0467-22-5539	Fax番号 0467-25-3922
認可年月日	昭和43年3月7日	
運営する主な他の事業所・サービス内容	特別養護老人ホーム「鎌倉プライエムきしろ」 特別養護老人ホーム「稲村ガ崎きしろ」 二階堂デイサービスセンター 地域包括支援センター「きしろ」「鎌倉きしろ」 みちテラス	
	URL: http://www.kishiro.or.jp/	
	E mail: kishiro-home@kishiro.or.jp	

2 法人理念

「ずっとじぶんの道をゆく」

利用者様への誓い

ご本人の意思を尊重し、その人らしく生きられる場所をつくります。

私たちに求められているケアは、どのようなものか。それを、利用者様やご家族との対話を通して理解し、日々実践していきます。また、利用者様一人ひとりの個性を尊重し、これまで通り、じぶんらしく今を生き、未来に希望が持てる場所をつくります。

地域社会への誓い

鎌倉に、「きしろ」という拠り所をつくります。

社会福祉法人として、鎌倉という地域にどのように貢献できるのか。広くアンテナを張り、行政や他の社会福祉法人、様々な企業・団体と力を合わせ、地域の発展に努めます。また、地域の皆様との交流の中で信頼関係を築き、どんな時も頼りにされる社会福祉法人を目指します。

職員への誓い

個性を活かし、のびのびと働ける職場環境を整えます。

職員が自ら考え、決定し、実践する。一人ひとりの職員の想いを大切に、自由闊達なアイデアが生まれる風土を育みます。また、それぞれの個性や特技を活かし、いきいきと力を発揮できるケアの形を模索します。ワークライフバランスにも配慮し、職員のじぶんらしい生き方を支えます。

3 事業所の概要

事業所名	軽費老人ホーム きしろホーム
事業所の所在地	〒248-0021 鎌倉市坂ノ下3-1-5
電話番号	0467-22-5539 Fax番号 0467-25-3922
事業開設年月日	昭和43年5月1日
施設長	溝 下 一 孝
入所定員	59名
施設の目的	施設は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な施設サービス及び各種サービスを提供し、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。

4 交通案内

- ・江ノ島電鉄 長谷駅下車徒歩10分。

5 設備

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	59室	1階17室 2階22室 3階20室
食堂（共同生活室）	1箇所	
浴室	2室	一般浴・ユニットバス
医務室	1室	

- ・利用者が心身の状況の変化等により居室の変更を申し出た場合はその事由を協議して居室変更を行うことができるものとします。
- ・施設は、利用者の健康維持増進と、そのための適切な施設サービスの提供に必要があると認められるときは、居室を変更することができるものとします。この場合、施設はあらかじめ利用者又は身元保証人と協議して承認を得るものとします。

6 事業所の職員体制

当施設では、利用者に対して施設サービス及び各種サービス提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

令和7年4月1日現在

施設	軽費老人ホーム	
	常勤（人）	非常勤（人）
① 施設長	1	
② 生活相談員	1	

③ 介護職員	3	9
④ 看護職員	1	
⑤ 栄養士		
⑥ 事務員	1	1
⑦ 医師		1

7 職員の勤務体制

令和7年4月1日現在

職 種	勤務体制
① 施設長	B勤 9:00～17:30
② 生活相談員	B勤 9:00～17:30
③ 介護職員	B勤 9:00～17:30 C勤 10:00～18:30 宿直 16:45～ 9:15
④ 看護職員	B勤 9:00～17:30
⑤ 事務員	B勤 9:00～17:30
⑥ 医師	毎週 月曜日 13:30～

8 施設サービスの概要

施設サービスは、個別の保証人確認書に沿って提供いたします。保証人確認書を作成する際には利用者及び身元保証人の要望等をお伺いし、作成、交付いたします。また、施設サービスの内容につきましては定期的に見直しを行ないます。

食 事

- ・食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮しております。
- ・あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許可可能な一定時間（2時間）に限り、食事の取り置きをすることができます。
- ・食事の欠食について、3日前までに欠食する旨の連絡ください。
- ・食堂で出た食べ物は、居室に持ち帰る事は禁止しています。
- ・感染症予防対策のため食事は二部制に分かれて召し上がっていただきます。

朝食	一部	7時25分	二部	8時10分
昼食	一部	11時45分	二部	12時25分
夕食	一部	17時20分	二部	18時00分

入 浴

- ・施設内に設けた入浴設備を利用して週に2回以上入浴することができます。
- ・入浴に際しては、他の利用者に配慮し、清潔の維持に留意するとともに施設が定める入浴時間や使用時の注意事項等を遵守ねがいます。

- ・感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談し、その指示に従ってください。

健康管理

- ・看護職員が利用者の健康管理及び保健衛生指導、並びに嘱託医の指示による処置等の支援を行います。
- ・嘱託医は、施設長の依頼を受け、入所者の健康管理及び保健衛生指導を担当します。
- ・毎週月曜日：橋本クリニック（嘱託医）
- ・不定期第4木曜日⇒後藤眼科 往診

相談及び援助

施設は、利用者及びその家族に対して、各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅サービス等その他保健医療福祉サービスの活用など、必要な助言その他の支援を行います。

生活上の便宜

- ・訪問理美容代：1,300円（原則毎月最終火曜日）
- ・各種クラブ活動無料（コーラス・カラオケ・脳レク・麻雀・囲碁将棋…）
- ・クリーニング：実費
- ・八百屋の訪問：実費
- ・新聞・牛乳の宅配：自由（実費）
- ・日用品の訪問販売：自由（実費）
- ・洗濯機使用量：1回30円 乾燥機使用量：1回150円
洗濯機、乾燥機使用専用コインを事務所にて購入していただきます。
洗濯機10回分300円、乾燥機10回分1,500円となっています。
洗濯機・乾燥機の使用時間は6：00～19：00までとなります。
- ・決められた曜日にゴミ回収を行う。
(詳しい分別内容等は、ご入居のしおりをご確認ください)

9 利用料負担金

- ・毎月の利用料は、国の定める生活費と事務費から成り立っています。
- ・入所時の負担金などはありません。
- ・生活費は全額本人負担が原則となっており、事務費は年金等本人の収入に応じて負担額が設定されています。生活費の中に、3食の食事代も含まれています。連続して7日間以上入院した場合、7日目以降については、食材費相当額を返金いたします。（別紙 軽費老人ホームきしろホーム 利用料階層別料金表参照）
- ・その他、国の定める暖房費（11月から3月）、自室の電気料、医療費、お小遣い等は利用者の負担となります。

前項の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求します。料金のお支払いについては原則、現金での支払いとなります。入院した場合等その間については下記の口座へ振

入金をお願いたします。

指定口座への振込

スルガ銀行 鎌倉支店 普通預金 171860

社会福祉法人きしろ社会事業会

理事長 田尻 充

10 損害保険加入の有無

当施設において、施設の責務により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約書第14条2項により、施設は損害賠償責任を減じる場合があります。

○ 損害補償保険加入 (株)あいおいニッセイ同和損害保険

11 施設の入居及び利用にあたっての留意事項

(1) 来訪・面会

事務受付の面会簿に記入し、お上がりください。面会時間は9時～20時までとなります。感染症予防対策により館内立入及び面会の制限を行なう場合があります。

(2) 外出・外泊

利用者ご本人の自由です。外出・外泊カードに記載するなど届出が必要となります。

(3) その他について

- ・ 緊急時は、居室にあるコールを押してください。職員が駆け付けます。
- ・ 消灯時間 21時から6時
(21時からTVの音量は消音又はイヤホンを使用してください)
- ・ 21時以降は携帯電話の使用は控えてください。
- ・ 朝の歯磨き、洗面等で洗面所を使用する時間は、6時からとなっています。
- ・ 居室で使用する敷物や掛物は、必ず防炎加工のものを使用してください。

(4) 禁止事項

- ・ 居室での喫煙 (指定の喫煙場所があります)
- ・ 他人への宗教活動、政治活動、営利活動を禁止いたします。利用者同士の金品のやりとりを禁止いたします。職員への心づけ等もご遠慮ください。
- ・ 動物の飼育を禁止いたします。面会時のペットの連れ込みは他利用者の迷惑となる場合があります。ご遠慮願う場合があります。
- ・ 屋内での携帯電話の使用は禁止していませんが、ペースメーカー使用者の利用がある場合は安全のため使用を制限させて頂くことがあります。
- ・ その他、他者への迷惑行為やカスタマーハラスメント・パワーハラスメントを禁止とさせていただきます。関係居宅介護支援事業者も同様とします。施設から改めるよう求めた場合でも、その改善がみられない場合には、契約書第16条12項に基づき対応します。

1 2 医療について

①協力医療機関

医療機関の名称	ふれあい鎌倉ホスピタル
所在地	神奈川県鎌倉市御成町9-5 0467-23-1111
診療科	内科、外科、循環器科、整形外科、消化器科、救急外来
医療機関の名称	鎌倉病院
所在地	神奈川県鎌倉市長谷3-1-8 0467-22-5500
診療科	関節・脊椎外科、整形外科、リハビリテーション科、 内科、糖尿病内科、皮膚科

②施設の嘱託医

医師名	橋本 隆平 (橋本クリニック院長)
勤務状況	週1回 月曜日 13時30分～

1 3 相談窓口（苦情相談）

(1) サービスに関するご相談につきましては下記の窓口で対応し、施設において協議し、迅速かつ誠実に対応いたします。

責任者 施設長 溝下一孝
受付担当者 相談員 松田智美
連絡先 0467-22-5539 0467-25-3922
対応時間 9時～17時30分
ご利用方法 口頭、ご意見箱、電話、F A X

(2) 行政機関等の受付

鎌倉市 社会福祉協議会	鎌倉市福祉センター内 0467-23-1075
神奈川県 社会福祉協議会	かながわ福祉サービス運営適正化委員会 045-311-8861
かながわ権利擁護相談 センターあしすと	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (祝日年末年始は休み) 電話 045-312-4818 Fax 045-322-3559

(3) 第三者委員においてもご相談ができます

折田 忠温	電話番号 045-852-5336
平本 邦夫	電話番号 0467-24-0844
井上 政江	電話番号 046-881-6700

1 4 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
- (2) 利用者のご家族に連絡を行うとともに、状況を報告します。
- (3) 医療機関等への受診及び救急搬送をした場合には、神奈川県への事故報告書を提出します。また、発生した事故の程度に係わらず、原因及び想定される要因等の究明を行ない、予防策を立てるとともにその内容について利用者及びご家族へ説明します。

1 5 身体的拘束等の適性化の取り組みについて

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行ないません。やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

1 6 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 利用者から予め文章で同意を得ない限り、外部関係者等との会議等において利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者のご家族等の個人情報についても、予め同意を得ない限り個人情報を用いませぬ。
- (2) 利用者又は身元保証人等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか電磁的記録を含む。）については、施設長の注意義務を持って管理し又は処分の際にも第三者への遺漏を防止するものとします。

1 7 非常災害対策について

非常災害時において、実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災・震災・風水害その他非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めます。

- ・防災設備：消防署および防災管理業者との定期的な検査を実施
- ・防災、避難訓練：年2回以上の実施
- ・防火責任者：防火管理者

1 8 情報の開示について

施設は、施設サービス提供を完結した後、5年間はこれを適正に保存し、利用者又はその家族の求めに応じ、その写しを交付します。施設サービス提供の経過記録などの利用者の記録等につきましては、身元保証人の申し出があればいつでも閲覧等できます。

説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、重要事項について説明し、書面を交付しました。

事業者

所在地 鎌倉市坂ノ下 3 1 - 5

名 称 きしろホーム

説明者 松田 智美 ⑩

サービス契約にあたり、上記のとおり説明を受け同意の上、書面の交付を受けました。

利用者

住 所

氏 名 ⑩

身元保証人

住 所

氏 名 ⑩

身元保証人

住 所

氏 名 ⑩

軽費老人ホーム きしろホーム 利用料階層別料金表

令和7年4月1日現在

対象収入による階層区分		利用料金		
		事務費	生活費	計
1	1,500,000 円 以下	10,000	62,000	72,000
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,100	62,000	75,100
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,100	62,000	78,100
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,100	62,000	81,100
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,200	62,000	84,200
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,300	62,000	87,300
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,300	62,000	92,300
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,400	62,000	97,400
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,500	62,000	102,500
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,600	62,000	107,600
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,600	62,000	112,600
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,700	62,000	119,700
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,800	62,000	126,800
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,900	62,000	133,900
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	79,000	62,000	141,000
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	86,100	62,000	148,100
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	94,200	62,000	156,200
18	3,100,001 円 ～ 3,200,000 円	102,400	62,000	164,400
19	3,200,001 円 ～ 3,300,000 円	105,300	62,000	167,300
20	3,300,001 円 ～ 3,400,000 円	105,300	62,000	167,300
21	3,400,000以上 円	105,300	62,000	167,300

(単位：円)

11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,070円を加算する。但し、神奈川県軽費老人ホーム設置運営要領改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。